

司祭の皆様

2004年1月28日

大阪教区典礼委員会

式次第「病人訪問時の祈り」試作版 について(お願い)

†キリストの平和

前略失礼いたします。新年を迎えられ、神父様方におかれましては日々のご聖務にますますお励みのことと存じます。

さて、このたび大阪教区典礼委員会は、カトリック儀式書『THE RITES OF THE CATHOLIC CHURCH Vol. I』(The Liturgical Press, 1990)所載の「PASTORAL CARE OF THE SICK ; VISITS TO THE SICK」を基に、式次第「病人訪問時の祈り」を試作いたしました。

現在、集会祭儀司式者をはじめとする信徒奉仕職の養成コースが、各地区でさかんに開かれるようになってきています。

なかでも、病人訪問の奉仕者養成は、どの地区でも高いニーズがあるようです。またこの場合、聖体奉仕者の養成とあわせて行われることも多くなってきているようです。

大阪教区では、「すべての信徒が主日のミサにあずかり、小教区共同体とのつながりを実現する一つの道として」、さまざまな障害、高齢、病気などの理由によって、主日のミサにあずかれない信徒がいる場合、その家族が「司牧上必要と判断された奉仕者として適任で」として、聖体を持ち帰り、授けることが許可されています (Prot. No.101/93)。

しかしこの場合でも、小教区担当司祭は、典礼秘跡省指針“Immensae Caritatis”(1973年1月29日)に基づき、該当する信徒に対して必要な指導・養成を行ったうえで、教区司教に「聖体奉仕者任命の許可願い」を提出し、許可を得てから奉仕者を任命しなければならないことになっております。

ところが最近、このような手続きを経ないまま、自分専用のピクシスを購入して所有している信徒がいたり、ハンカチなどに聖体を包んで家に持ち帰る信徒がいたりしているという報告が届いております。

『カトリック新教会法典』第911条によると、信徒による病人への聖体授与は、病人に死の危険が迫っており、司祭が不在であるという“緊急の場合”(すなわち「旅路の糧 viaticum」)を想定しています。

緊急の場合であっても、奉仕できるのは教区司教の許可を得ている「聖体授与の奉仕者」であり、

その聖体授与後に司祭に報告しなければならないことになっています。

したがって、「病人や老人を訪問してともに祈り、慰め、励まし、助けること」はすべてのキリスト者の務めではありますが(儀式書『病者の塗油』第40項参照)、病人訪問には聖体拝領を伴うわけでは必ずしもありません。

むしろ、ことばの祭儀(集会祭儀)の形式で病人やその家族、友人らと「ともに祈る」ことこそ、教会が長年たいせつにしてきたことであり、これからもひろく浸透させなければならないものです。

ところが日本では、規範版に掲載されている式次第「病人訪問時の祈り」が翻訳されず、「聖体奉仕者による病者の聖体拝領および最後の糧」のほうが先に翻訳・出版されてしまったため、本末転倒の現象が起こってしまっています。

そこで大阪教区典礼委員会は、本状のはじめに述べましたように、ことばの祭儀の形式による式次第「病人訪問時の祈り」を訳出して、信徒による病人への奉仕の務めについて啓発し、また、すでに聖体奉仕者として任命を受けている信徒に対しては、病人訪問の奉仕者となるために必要な手続きや、奉仕者として必要な心構えなどを再確認してもらうためのハンドブックを発行する準備を進めております。

この式次第は直訳に近いので、まだまだ日本語としてこなれていない表現が少なからずあり、また病室で実際に使うには配慮が足りない部分もあるかと思えます。

つきましては、ぜひご覧になっていただいたうえで、神父様方の率直なご意見をお聞かせください。

また、この式次第のコピーを信徒の皆様にご手渡しいただき、実際に使っていただいたうえで、お気づきになったことや改善案をいただければ幸いです。

2月11日は「世界病者の日」です。

特にこの日、なんらかのかたちでこの式次第がお役に立てば……と、心から願っております。

ご多忙中たいへん恐縮に存じますが、神父様方のご協力をぜひお願い申し上げます。

なおまことに勝手ながら、ご意見や改善案の締め切りは3月20日(土)までとさせていただきます。